

予納郵便切手一覧

申立時の納付額(不足する場合は追加納付が必要になります。)

令和5年12月1日 現在

鳥取地方裁判所(支部を含む)
鳥取簡易裁判所
倉吉簡易裁判所
米子簡易裁判所

事件の種別	当事者数	金額	枚数	合計額
通常訴訟(ワ)	2	500	8	6,862
		120	12	
		100	5	
		84	8	
		50	4	
手形訴訟(手ワ)		10	5	2,868
		500	4	
		120	4	
		100	2	
		84	2	
行政訴訟(行ウ) (本庁のみ)	3以上のときは、1 増す毎に加算	10	2	6,120
		500	8	
		100	8	
		84	8	
		50	8	
控訴事件(ワネ)(行ヌ)	2	20	5	1,090
		10	8	
		5	8	
		2	10	
		1	8	
控訴事件(ワネ)(行ヌ)	3以上のときは、1 増す毎に加算	500	2	4,110
		10	6	
		5	4	
		1	10	
		500	4	
抗告事件(ソラ)(行カ)	2	100	4	1,090
		84	10	
		50	10	
		20	10	
		10	12	
抗告事件(ソラ)(行カ)	3以上のときは、1 増す毎に加算	5	8	2,230円(500円1枚+210 円4枚+100円6枚+84円 2枚+20円2枚+10円6枚 +5円2枚+1円12枚)加 算
		1	10	
		500	1	
		100	3	
		20	10	
上告提起事件(レツ) (本庁のみ)	2	10	6	5,560
		84	4	
		20	15	
		10	15	
		5	10	
上告提起事件(レツ) (本庁のみ)		1	24	
		500	4	
		210	10	
		100	6	
		84	4	

事件の種別	当事者数	金額	枚数	合計額
保全事件(ヨ) (地方裁判所) ※当事者が増える場合はお問い合わせください。	申立て1件につき	500	4	(不動産)
		100	4	
		94	2	
		2	4	2,596
		500	2	(倉吉・米子の場合の加算)
		50	2	
		10	4	
		2	4	1,148
		500	6	(債権Ⅰ)
		100	4	(陳述催告なし)
		94	2	
		2	2	3,592
		500	7	(債権Ⅱ)
		100	6	(陳述催告あり)
		84	3	
50	2			
10	3			
2	4	4,490		
500	4	(要審尋事件)		
100	6			
84	2			
50	1			
10	4			
2	4	2,866		
調停事件(セ)	2	84	3	
		10	1	262
民事・商事非訟(チ.ヒ) 〈清算人選任〉	1	500	4	(推薦候補者がいない場合、1,194円1組、84円2枚追加)
		100	2	
		84	5	
		10	5	2,670
配偶者暴力に関する保護命令事件(配チ)	2	500	2	
		140	3	
		84	10	
		10	10	
		5	4	2,380
証拠保全(モ)	2	500	2	
		100	1	
		84	2	
		10	2	
				1,288
担保取消(モ) (地方裁判所)	2	84	2	(同意あり)
				168
		500	2	(同意なし)
		100	1	
		84	2	
		10	1	1,278
		500	2	(権利行使催告の場合の加算)
100	1			
84	1			
10	1	1,194		

事件の種別	当事者数	金額	枚数	合計額
強制競売(ヌ) 競 売(ケ)		500 100 94 84 50 20 10 5 2	20 10 20 20 20 20 20 10 20	16,250
引渡命令(ヲ)		500 100 2	当事者数×2 当事者数×2 当事者数×2	
執行異議(ヲ)		500 100 94 84	2 1 1 2	1,362
執行抗告(ソラ)		500 100 84 50 20 10 5 1	4 4 10 10 10 12 8 10	4,110
債権差押(ル)		500 100 94 84 50 10 2	5 4 1 2 2 1 4	(陳述催告返送料564円を含む) 第三債務者が1件増えるごとに1,814円(500円3枚+100円2枚+50円2枚+10円1枚+2円2枚)追加 3,280
財産開示(財チ)		500 100 84 20 10 5 2	8 8 10 10 10 10 10	債務者ごとに申立てる(複数名の債務者申立不可) 6,010
第三者からの情報取得(情チ) <預貯金等>		500 100 84 50 20 10 2	2 5 3 1 3 3 4	第三者が1名増えるごとに1,362円(500円2枚+100円1枚+84円2枚+50円1枚+20円1枚+10円2枚+2円2枚)追加 1,900

事件の種別	当事者数	金額	枚数	合計額
破産(同時廃止)(フ)		500 84 5	2 債権者数+7 1	
破産(管財事案)(フ)		500 100 84 10 5	4 5 債権者数+15 債権者数+15 2	
再生事件(再)		500 100 94 84 50 10 5	4 12 債権者数+10 20 2 20 2	
小規模個人再生(再イ) 給与所得者等再生(再ロ)		500 100 94 84 50 10 5	2 2 債権者数×2 10 1 10 3	
特別清算(ヒ) (個別和解型)		500 84 10 5	2 10 5 2	1,900
労働審判(労) (本庁のみ)	2	500 100 84 50 20 10 5 2 1	5 5 5 5 5 5 5 5 5	3,860
	3以上のときは、1増 す毎に加算	500 50 20 10 5 2	2 1 1 2 1 2	1,099

事件の種別	当事者数	金額	枚数	合計額	
通常訴訟(ハ) 手形小切手訴訟(手ハ) 少額訴訟(少コ) 少額訴訟判決に対する 異議(少エ)	2	500 100 84 50 20 10	7 7 7 7 7 7	(被告が1名増えるごと に、1,194円2組を追 加) 5,348	
控訴(ハレ)	2	500 100 84 50 20 10 5 2 1	8 8 8 8 5 8 8 10 8	 6,120	
	3以上のときは、1 増す毎に加算	500 10 5 1	2 6 4 10	 1,090	
調停事件(ノ.ユ.セ.メ.ス.交.公)	2	100 84 50 10	1 5 2 10	(相手方が1名増える ごとに、120円1組を追 加) 720	
特定調停(特ノ)	2	84 10	5 3	(相手方が1名増える ごとに、84円3組を追 加) 450	
支払督促(口)	2	500 120 84	2 1 1	1,204 + α (債務者が1名増えるごとに、切手1組増加)	
		84	1		84
仮執行宣言申立(サ)	2	500 120 84	2 1 1	1,298 + α (債権者への送達が必要な場合) (債務者が1名増えるごとに、債 務者送達用切手が1組増加)	
		94	1		
		84	1		84

事件の種別	当事者数	金額	枚数	合計額
和解(即決和解)(イ)	2	84	2	224
		10	5	
		2	3	
	3以上のときは、1増 す毎に加算	84	1	140
		10	5	
		2	3	
公示催告(へ)	1	500	4	2,500
		84	3	
		50	2	
		20	5	
		10	2	
		5	3	
		2	5	
		1	3	
保全事件(ト) (簡易裁判所) ※当事者が増える場合はお 問い合わせください。	地方裁判所の保全事件と同じ			
担保取消(サ) (簡易裁判所)	地方裁判所の担保取消事件と同じ			

※地裁事件について、倉吉支部では、執行官の扱うものを除き、執行事件の取扱いはありません。